

令和4年6月24日

日向市議会議長 黒木 高広 様

提出者 産業建設水道常任委員
委員長 黒木 金章



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する
意見書(案)

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書（案）

今般、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に、交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難となり、耕作放棄地や離農者の増加につながることを懸念する声が上がっています。

また、多年生牧草に対する戦略作物助成の交付単価の見直しについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借しているため、今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすものです。海外からの輸入乾牧草の価格も高騰が続いている中で、本年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱を来しています。

さらには、地域で取り組む営農計画の再検討が必要になるとともに、地域の特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。

よって、国においては、生産者が意欲を持って作付し、将来にわたって安定的に農業を営み、農地を維持するための制度設計がなされるよう、現場の課題を十分に検証した上で、下記事項を確実に実現するよう強く求めます。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の運用に当たっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること。
- 2 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。
- 3 営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年6月24日
日向市議会